

除染 vol.2

2012年10月1日 瀧川ゼミ

文責：奥野 木村 桜井

I. 現状確認

1)放射線物質汚染対処特措法¹

a)責務 (1条)

「事故由来放射線物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務」として4主体それぞれに責務がある

b)費用負担 (44条)

原則、原子力損害賠償法による損害に係るものとして、関係原子力事業者が負担

⇨まずは国が負担し、後に東電に費用請求するというのが現状

→①東電が負担

東電管轄地域の電気料金が値上げされ、東電管轄地域住民が間接的に費用負担することになる

→②東電が負担しきれず国が負担

税金が使われることになり、国民全体で費用負担することになる

c)財政措置²

特措法の施行等のための予算として、平成23年度第3次補正予算において2,459億円が措置され、平成24年度当初予算においても4513億円を計上

平成23年度による予備費分約2179億円と平成25年度での支出として現時点で確実に考えられている分を合わせると総額約1兆1480億円となる。

2)問題点

特措法44条が原賠法3条1項を準用している=賠償主体があいまい

【原賠法第3条1項】

原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。

→東日本大震災による津波が但書きにある「異常に巨大な天災地変」にあたらないのか、あたるとすれば賠償主体は誰にあるのか、明記されていない

II. 論点

前期に除染について議論がなされたが、知識が以前よりも深まった今一度、除染の必要性について最初に議論していきたい。

その後、すでに支払われた除染費用は誰が負担すべきか議論していきたい。本議論の目的は、費用負担の分配のあり方について議論し、知識を深めることで、後期のメインテーマとなるであろう原発関係の議論の足掛かりを作ることである。

Q1. 除染の必要性について

- a) 除染すべき
- b) 除染はすべきではない

Q2. すでに支払われた除染費用は誰が負担すべきか

- a) 東京電力（関係原子力事業者）
- b) 国（行政）
- c) その他

Ⅲ. 東京電力が除染費用を負担すべき

1) ゴルフ場の除染に関する東京地裁の決定 【朝日新聞 2011年11月24日 朝刊】

放射能はだれのものか。この夏、それが裁判所で争われた。

8月、福島第一原発から約45キロ離れた二本松市の「サンフィールド二本松ゴルフ倶楽部」が東京電力に、汚染の除去を求めて仮処分を東京地裁に申し立てた。

——事故のあと、ゴルフコースからは毎時2～3マイクロシーベルトの高い放射線量が検出されるようになり、営業に障害がでている。責任者の東電が除染をすべきである。

対する東電は、こう主張した。

——原発から飛び散った放射性物質は東電の所有物ではない。したがって東電は除染に責任をもたない。

答弁書で東電は放射性物質を「もともと無主物であったと考えるのが実態に即している」としている。

無主物とは、ただよう霧や、海で泳ぐ魚のように、だれのものでもない、という意味だ。つまり、東電としては、飛び散った放射性物質を所有しているとは考えていない。したがって検出された放射性物質は責任者がいない、と主張する。

さらに答弁書は続ける。

「所有権を観念し得るとしても、既にその放射性物質はゴルフ場の土地に附合（ふごう）しているはずである。つまり、債務者（東電）が放射性物質を所有しているわけではない」

飛び散ってしまった放射性物質は、もう他人の土地にくっついたのだから、自分たちのものではない。そんな主張だ。

決定は10月31日に下された。裁判所は東電に除染を求めたゴルフ場の訴えを退けた。

ゴルフ場の代表取締役、山根勉（61）は、東電の「無主物」という言葉に腹がおさまらない。

「そんな理屈が世間で通りますか。無責任きわまりない。従業員は全員、耳を疑いました」

7月に開催予定だった「福島オープンゴルフ」の予選会もなくなってしまった。通常は年間3万人のお客でにぎわっているはずだった。地元の従業員17人全員も9月いっぱいまで退職してもらった。

「東北地方でも3本の指に入るコースといわれているんです。本当に悔しい。除染さえしてもらえれば、いつでも営業できるのに」

東電は「個別の事案には回答できない」（広報部）と取材に応じていない。

2) 東電の反論

①放射性物質は無主物（民法239条参照）である

②放射性物質はゴルフ場に付合（民法240条）したため、所有権はゴルフ場の所有者にある

3) 検討

a) ①について

無主物＝「所有者のない」もののことで、所有権の客体にならない

ex) 川にいる魚、野生の鳥など

有体物＝所有権の客体となる

ex) 個体、液体、気体

→放射性物質は有体物として観念することができる

⇒ゴルフ場に付着した放射性物質が原発事故によって付着したものであれば、東電が所有者といえ無主物とはいえない

b)②について

(不動産の付合)

第二百四十二条 不動産の所有者は、その不動産に従として付合した物の所有権を取得する。ただし、権原によってその物を附属させた他人の権利を妨げない。

民法 242 条の趣旨

＝付合したものを分離することで社会経済上の不利益がもたらされることを防ぐこと³

→付合物が財産的価値を持たない場合は分離することで経済上の不利益は生じず、趣旨が妥当しない

4)放射性物質汚染対処特措法

第五章 費用

(財政上の措置等)

第四十三条 国は、地方公共団体が事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(この法律に基づく措置の費用負担)

第四十四条 事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第三条第一項の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。

2 関係原子力事業者は、前項の措置に要する費用について請求又は求償があったときは、速やかに支払うよう努めなければならない。

(国の措置)

第四十五条 国は、第三条に規定する社会的な責任に鑑み、地方公共団体等が滞りなくこの法律に基づく措置を講ずることができ、かつ、当該措置に係る費用の支払が関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

⇒放射線物質対処特措法は、第5章に費用という章立てを設け、44条において原賠法3条を準用し、除染費用は原子力事業者が負担するものと明記している

*行政が除染を行っているのは、人への被ばく線量を下げするためには、生活している地域全体で計画的に除染を進める必要があること、除染によって新たな汚染が生じないようにしなければならないこと、地域の復興・復旧とも密接なつながりがあることが理由である

5)原子力損害賠償紛争審査会の原子力損害の範囲等に関する中間指針第二次追補

第4 除染等に係る損害について

除染等に係る損害は、中間指針で示したもののほか、次のとおりとする。

(指針)

I) 本件事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去に加え、汚染の拡散の防止等の措置、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分並びに汚染された廃棄物の処理を含む。）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用、減収分及び財物価値の喪失・減少分は、賠償すべき損害と認められる。

II) 住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体や教育機関が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償すべき損害と認められる。

(備考)

1) I) について、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第四十四条第一項においては、「事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第三条第一項の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。」と規定されているが、特別措置法に基づく措置に直接要する経費のみならず当該措置に伴う財物損壊や営業損害等を含め、同法第四十四条第一項の対象となるか否かにかかわらず、I) に該当するものは原子力損害として賠償の対象となる。

2) II) については、現存被曝状況や避難状況にある住民の放射線被曝に対する不安や恐怖は深刻であり、これらの不安や恐怖を緩和するため、地方公共団体及び教育機関が、子供を対象とした外部被曝線量の測定、日常的に摂取する食品の放射能検査等の対策を余儀なくされていることを考慮した。

(以上)

⇒文部科学省に設けられた原子力損害賠償紛争審査会が、被害者と東電との損害賠償に関する円滑な話し合いと合意形成のための示した指針である

※中間指針は、原子力事故が収束していない中で、賠償すべき損害として類型化が可能なものを示したものであり、したがって、中間指針で触れなかったものでも、損害賠償の対象となる場合がある。また、賠償対象として示されたものであっても、個別の事情によっては、対象とならない場合もありうる。

IV. 政府が除染費用を全部又は一部を負担すべき

1) 東電は除染費用に関して、何らの負担も負うものではない⁴

「東日本大震災を引き起こした地震は、マグニチュード 9.0 という歴史的にも世界的にも最大級のものでしたから、本来は「異常に巨大な天災地変」ということで原賠法の免責規定適用になる要件に該当する可能性は十分にありました。その点についての十分な議論なく、少なくともその旨をマスコミ報道もろくになされないまま、何となく政府が東京電力の賠償責任を当然視した枠組みを策定したことは、法律家の目から見ると奇異な感じが否めません。」

2) 東電は除染費用に関して、時価評価額の差額分で負担を負うべきであるが、除染費用全額について負担するものではない

a) 除染費用が地価を上回る場合の政府の方針⁵

「政府の「原子力損害賠償紛争審査会」は、避難対象の区域内で放射性物質に汚染された農地の除染をする時の費用が、農地の価値を上回った場合、その分も賠償対象に含める方針を固めた。8月5日にまとめる中間指針に盛り込む。

審査会は東京電力の原発事故に伴う賠償の目安を検討している。中間指針では、放射性物質で価値が下がったり失われたりした物や土地の損害を賠償の対象に含める。除染や修理に必要な費用も、それらが持つ「客観的な価値の範囲内」で賠償対象と認める。

だが、一般に農地の地価は低く見積られることが多い。「地価を賠償の上限にすると、除染費用がほとんど出ないことになりかねない」といった意見が出ている。そのため、農地は例外的に、地価を上回る分の除染費用の賠償を認める。

農地は、農家が代々にわたって耕作してきた土地が多く、別の地には移りづらい。このため、原状回復のための除染作業の必要性が高いことも考慮した。」

b) 「損害」の概念—差額説⁶

「我が国の損害概念の形成は、ドイツ普通法時代に主張された差額説（不法行為または債務不履行がなかったとしたら存在したであろう財産状態と不法行為または債務不履行が存在するために現実にある財産状態との差が損害）と呼ばれる考えによっている。」

c) 時価評価額⁷と修理費用⁸について

「物損は、全損（修理相当額が、破損前の当該車両と同種同等の車両を取得するのに必要な代金額の基準とする客観的交換価値を著しく超えること）と部分損に区分されて、全損の場合には時価評価額が損害とされ、部分損の場合には修理費用が損害となる。」

「全損の場合にも修理費用が損害となる場合としては、

- ①被害車両と同種同等の自動車中古市場において取得することが至難である場合
- ②被害車両の代物を取得するに足る価格相当額を超える高額の修理費を投じて被害車両を修理し、これを引き続き使用したいと希望することを社会通念上是認するに足る相当の事由が存するなどの特段の事情がある場合がある。」

3)東電は除染費用に関して、全額の負担を負うべきであるかもしれないが、過失相殺により減額され、除染費用全額について負担すべきではない⁹

「民法の不法行為の中には、過失相殺という考え方があります。これは被害者にも落ち度がある場合、被害者の過失と加害者の過失を両方比べて、その割合に応じて賠償金を決めていく考え方です。……原発の危険性は、理論的・専門的に理解していなくても、少なくとも一種の社会常識として国民全員が共有する基本的な知識であったと思います。だからこそ、原賠法が初めから制定されていたのです。そういう原発の危険性を承知しながら、控えめにいっても薄々承諾しながら、地元住民が「身近な場所に作ってもいいですよ」といい、さらには積極的に「作ってください」と考えそれを対外的に表明することはどういう意味をもつのでしょうか？……地元で巨額の交付金を出す国にしても、重大な原子炉事故が起こる危険性を受け入れてもらうために、このような巨額の交付金を出しているのです。…実際に事故が発生した場合、損害賠償請求ができるはずのところですが、そのような危険性を引き受けた以上、単純に賠償請求ができると思うのは早計だろうと思います。」

【参考資料】

¹ 環境省 除染特別措置法概要 http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/law_h23-110b.pdf

² 特措法の施行のための財政措置 <http://josen.env.go.jp/results/index.html>

³ 佐久間毅『民法の基礎 2—物権』 有斐閣(2006)

⁴ 井上薫『原発賠償の行方』新潮社(2011) P.118

⁵ 朝日新聞 2011年7月31日「農地の除染費用、地価超える分も賠償 原賠紛争審が方針」

⁶ 円谷俊『不法行為法』成文堂(2005) P.133

⁷ 円谷俊『不法行為法』成文堂(2005) P.134

⁸ 「中古車両（外車）を毀損された場合、修理費相当額が破損前の当該車両と同種同等車両の交換価格を著しく超えるときは、交換価格からスクラップ代金を控除した残額が損害額であるとした事例」判例タイムズ・478号 P.129

⁹ 井上薫『原発賠償の行方』新潮社(2011) P.86—